

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び教育委員会教育長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和4年12月5日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県議会議員 相原 高広

県政の諸課題のうち、次の4つの課題について、質問趣意書により、知事と教育長に質問いたします。

尚、質問のうち、現在の状況を精緻に把握する主旨のものがありますので、回答に際しては、正確かつ網羅的で分かりやすい対応をお願いします。

1、新型コロナウイルス感染対策事業における「飲食店向け新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付状況に関して

大変に大きな金額になっています「飲食店向け新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」について、知事に質問いたします。

(1) 第1弾から第18弾における、弾毎の「要請期間、受付期間、申請件数、処理済み件数(交付件数、不交付件数)、処理中件数、交付金額」について、令和4年11月末日時点で、報告をお願いします。

併せて、全体の合計についても、令和4年11月末日時点で、報告をお願いします。

尚、第1弾と第2弾については、飲食店向け以外にも含まれている事業であることから、「全体」と「その中の飲食店向け該当分」の2つについて、可能な範囲で、報告をお願いします。

(2) 第1弾から第18弾における、弾毎の返還の状況に関して、「返還請求件数、返済済件数、返還請求額、返還済額、未返還件数、未返還額」について、令和4年11月末日時点で、報告をお願いいたします。

併せて、全体の合計についても、令和4年11月末日時点で、報告をお願いします。

(3) 協力金交付の処理が全て完了していない状況にあると思われませんが、完了の見込み時期について、所見をお伺いいたします。

(4) 返還請求に関しては、未返還のものが相当数あると思われませんが、今後の対応方法について、特に返還が困難と考えられる案件について、所見をお伺いします。

(5) 飲食店向け新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における不正に対して、これまでに本県が告訴しているものがあれば、可能な範囲で、その概略について、報告をお願いします。

2、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく、飲食店に対する要請、命令、過料の件数等に関して

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、飲食店への「要請(個別要請、命令の事前通知)・命令・過料の件数」等について、知事に質問いたします。

(1) 令和3年に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、飲食店への「要請(個別要請、命令の事前通知)・命令・過料の件数」について、「区分・期間」別および合計について、報告をお願いします。

(2) 過料については、裁判所での審理は全て確定したと思われませんが、過料の金額について、本県として把握可能なのか、もし把握可能であるのならば、その内容について、報告をお願いします。

(3) 過料の納付状況については、本県として把握可能なのか、もし把握可能であるのならば、その内容について、報告をお願いします。

3、国の会計検査院の指摘に基づく国への返還金に関して

国の会計検査院の指摘に基づく国への返還金に関して、知事に質問いたします。

(1) 国の会計検査院の指摘に基づき、本県では、これまでに、国への返還金の発生が数件あったと思われま。

事業年度が平成25年度から現在までのもので、会計検査院に指摘され、本県から国に返還した国庫補助金等の状況について、「事業年度、会計検査院の報告年度、事業内容、返還額、実際の返還時期」について、年度別および合計について、報告をお願いします。

尚、会計検査院から既に指摘をされてはいても、返還額や返還時期等が確定していないものも含めて、報告をお願いします。

(2) (1)の各事案における、発生理由について、また、講じた再発防止策について、報告をお願いします。

(3) (1)の事案については、発生があった該当部署だけではなく他の部署でも起きる可能性を否定できないと考えますが、本県全体として、問題意識や対策等の共有について、これまでにどのような対応をしてきたのか、報告をお願いします。

4、教職員の不祥事に関して

教職員の不祥事に関して、教育長に質問いたします。

(1) 現在の「懲戒処分等の公表基準」が定められた平成18年度以降から今日までの「懲戒処分等の状況」、「懲戒免職の状況」、「懲戒免職者氏名の公表の有無の状況」について、年度別、県立学校・市町村立学校別および合計について、報告をお願いします。

(2) 現在の「懲戒処分等の公表基準」にある「被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合」の職員氏名の非公表に該当する案件は、教員としての大不祥事であり、県教育委員会として強く注意を払うべき案件と考えます。

これに該当する案件の内容について、可能な範囲内で、報告をお願いします。

(3) (2)の事案では、職員氏名が非公表になる事から、社会の持つ注意や注視をする機能が十分に働かない可能性を否定できません。

これらの事案を行った教職員に対しては、県教育委員会を含め国全体で厳格な対応が取られていると思われませんが、現在、どのような対応が取られているのか、報告をお願いします。

(4) (2)の事案では、被害にあった児童生徒への十分な対応が強く求められますが、県教育委員会と学校では、どのような対応をしているのか、報告をお願いします。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和4年12月5日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

ウィズコロナについて

未知のウイルス発生と言われて丸3年、壮大な社会実験が行われてきた、と考えます。

その当初から各現場は混乱し、対応は場当たりの＝行き当たりばったりにならざるを得なかったことは、致し方なかったと感じます。それは、県内はおろか世界中にコロナ対策の専門家は存在しなかった、ということと捉えます。マスメディアに登場する「コロナの専門家」も、人々を不安にさせることはあっても、安心・安全に導くことは少なく、結果的に評論家のような存在であったと感じます。

結局、何を信じていいのかわからない情報が氾濫し、人々を不安にさせてしまったのでした。

そのような中、結果論ですが、行政は批判を避けるためなのか、わずかなリスクすら排除しようとしてきたように感じます。そして、感染リスクを出来る限り回避するために、失うものも大きくなってしまいました。そして至る所、様々な場面で分断を生み出してしまいました。

新型コロナウイルス＝COVID-19は幾度も変異を繰り返し、現在の主流は重篤化・重症化しづらいオミクロン株となって今に至ります。そして政府は、改正感染症法の分類について、「2類」相当から、季節性インフルエンザと同じ「5類」への緩和の議論を検討したり、厚生労働省が飲み薬を緊急承認するなど、国では新たな動きが続きますが、当面はアフターコロナではなく、ウィズコロナが現実的な社会になると考えます。

ウィズコロナとは、コロナとの共存を受け入れること。それは、そのリスクを受け入れることを容認する社会であり、リスクを避けることも容認する社会です。

そのためには、コロナのリスクそのものを知ることが肝要であり、年齢・世代、基礎疾患の有無、等々、人々のタイプやプロフィール、職場や生活の環境ごとのリスクの傾向や大きさを知ることが必要です。また業種・業態や場所・場面などのシチュエーションごとのリスクも知るべきところです。それらのリスクは大きいかもしれませんし、小さいかもしれません。ほぼゼロかもしれません。

これまでは場当たりの＝行き当たりばったりにならざるを得なかったとは言え、今後は、これまでの間に相当のデータが蓄積されたであろうことから、むやみに不安をあおることなく、人々を分断させないための客観的データと科学的エビデンスからなる根拠を示した上で、合理的なウィズコロナの社会設計を行わなければならないと考えます。

必要なのは、現実にそこに存在するデータです。

そのデータを基に社会設計すべきであり、それ基に施策展開すべきです。

本県においては、かながわICT・データ利活用推進計画の基本方針の下、くらしの情報化＝健康・医療・介護をはじめとする様々な分野において、ICTやビッグデータを含む多様なデータの利活用を進めることにより、多様な県民ニーズに対応するサービスを実現する、としています。この計画は正に、今が出番であることは言うまでもありません。

今定例会の本会議で知事からは、「コロナで、かながわICT・データ利活用推進計画が遅れた」という旨の答弁がありましたが、今ここでデータの利活用をせずして、どこで利活用するのかという場面ですので、一層頑張っていたいただきたいと思います。

新型コロナ発生以来、文部科学省でも対策マニュアルを作成し、随時更新しています。今年4月からの最新版では、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の「身体的距離の確保」において、レベル1ですら「1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る」としています。これまで同様、正に「マッチ&ポンプ」です。これを読むと、私も迷ってしまいます。

学校現場でも活用出来るような、判断しやすい感染制御対策マニュアルも欲しいところです。例えば、神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針の中の「参考資料」にも記載されている「エビデンス①～感染経路、エビデンス②③～感染対策の有効性」などに、本県独自のデータを盛り込み、ファクトチェックを加えることで、県民全体にとって一層活用しやすいマニュアルになります。

コロナ対策について本県では、政府の対処方針に基づき、県民に発信し周知してきました。しかし、その対処方針は、根拠の説明を伴わない大雑把なものでした。

そしてこれまでの発信は、リスクを回避することのベネフィットを中心に評価したものでしたが、今後のウィズコロナでは、リスク回避に伴うロス&ダメージも考慮すべきであると考えます。

さて、マスク着用の是非、ワクチン接種の是非、イベント開催の是非、宴会の是非、等々、これまでに数々の場面での分断が生じました。

多様性とは、お互いがお互いを尊重し容認することですが、この分断は多様性を阻害するものでした。分断させず多様性ある社会にするためには、これまで蓄積されたデータを分析・解析し、ベネフィットおよびロス&ダメージ&デメリットを比較し評価出来るようにすることも必要です。そして、各年代による差異や基礎疾患の有無、職種・業態の差異、等々、その立場立場での違いによって、各自が選択出来るようにすることです。

マスクを着用する自由と、外す自由。ワクチンを接種する自由と、接種しない自由。イベントを開催する自由と、自粛する自由。宴会に出席する自由と、欠席する自由。それぞれ、多様性があってしかるべきです。同時に、その多様性を慮るマナーもあってしかるべきです。

現実的な生活に関わる部分についての県民への周知は、県の重要な役割になります。そして分断させないための情報発信が重要です。

ヒトは本来、群れで集団生活・共同生活をする動物であり、健全な人間らしい生活には、人と人との触れ合いが必要です。ウィズコロナにおいては、そのための社会設計が求められます。そのベースには、ウィズコロナの社会構築のための設計思想を明確にすることが重要です。

それが無かったために、場当たりの対応に追われ、結果的にバラマキになってしまったのです。

すべてを手に入れることは不可能ですから、優先順位を明確にしたポリシーは必要です。そのポリシーに基づいた取舍選択をしないことには、バラマキと増税を繰り返すことになりかねません。

これまでの神奈川モデルは、主に医療提供体制関係が中心でした。今後のウィズコロナでは、県民の社会生活全般に行き届く、より合理的な神奈川モデルが求められるのです。

そこでも、これまでの対策・対応の検証・評価について、知事に伺います。

- ウィズコロナ社会を構築するための柱となる設計思想を明確にするために、これまでの対策・対応について、やみくもに人々を怖がらせ、必要以上に不安を煽り立てることはなかったか？高齢者を必要以上に閉じ込め、孤独や孤立を促したり、体力低下への影響を出さなかったか？これからの未来を背負う若者たちへ負担を掛け、若者たちが割り喰ってこなかったか？子供たちの発

達・発育に対しては、ダメージを最小限に抑えることが出来たのか？そして、財政的に必要以上に配分してしまったり、明らかに不十分なところはなかったのか？など、これらを振り返り、各方面での対策を検証し、評価する必要があると考えますが、ご所見を伺います。

ワクチンについて。

厚生労働省もホームページやメディアを経由して安全性をPRするものの、「安全宣言」ではない内容だということと、mRNAというこれまでには存在しなかったワクチンゆえに、その是非についてはいまだに議論が尽きません。

そもそもワクチンも医薬品もノーリスクではないため、ノーリスク志向の人々には回避されがちです。副反応という情報に反応しているのです。とは言え、これまでの間、新型コロナワクチンについては相当なデータが蓄積されているはずで。

そこで知事に伺います。

- 新型コロナワクチンについては、個人個人の傾向に合わせたベネフィットおよびリスク&ダメージのデータと情報の提供を積極的に行うべきと考えますが、ご所見を伺います。

マスクの脱着について。

国としては本年5月から、本県としても同年6月から、「マスクの着用について～マスクについては、場面に応じた適切な脱着をお願いします。」というパンフを作成し展開しています。しかし、これまで同様に内容は抽象的で大雑把なものです。

例えば、マスクを外す場面として、「室内で2mの間隔があり、会話が無い場合」とありますが、例えば、そのような余裕のあるスペースを持つオフィスで、尚且つ、黙っていても成り立つ業務がどれだけ存在するのでしょうか。現実には照らし合わせた情報発信が求められます。また、人との距離は屋内・屋外問わず、めやす2mとしています。

これでは、『屋外～マスク着用は原則不要です』と訴えても、ここまでマスクに慣れきってしまった人々が、マスクを外すことは容易ではありません。それゆえに、政府もマスクについて、着用する場面・外す場面を発信していますが、いまだ屋外の歩行者の多くがマスクを着用しています。

県としては、この季節については、インフルエンザ対策もあるため、苦痛なくマスクを着けていられるならば、着けておいてもらいたいとのことですが、屋外におけるインフルエンザへの効果も含め、ニュートラルな情報が欲しいものです。

そこで知事に伺います。

- マスクの脱着について、より具体的でかつ県民が理解しやすく、納得出来るデータと情報を提供することは出来ないか、ご所見を伺います。

次世代育成について。

子供たちについても、一度身に着けたマスク習慣を変えることは容易でないと察します。

また、マスク越しのコミュニケーションについて脳科学的に、子供の発育への負の影響を提言する学者も存在することから、科学的な検証を踏まえて、情報提供すべきと考えます。

子供たちのコミュニケーションは、相手の目だけではなく、顔全体の微妙な変化を察知し、感情を読み解くトレーニングを積み重ねるようなものです。脳発達の感受性期である乳幼児期は、相手の心

を理解する能力や言語を獲得する重要な時期とされています。また、乳児期には、向き合う相手の口元を長く見る傾向にあると言われていました。

しかし、本年11月に更新された本県の「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱い」には、2歳未満にはマスク着用は奨めません、そして、2歳以上にはマスク着用を一律には求めません(同年5月から)としているものの、その保護者や養育者のマスク着用に対するメッセージはありません。

同時に、コロナで加速した人と人との対面の交わりの欠如～SNSやZoom・Teamsなどのデジタルコミュニケーションの増加によるダメージとロスも指摘されています。

ちなみに、東北大学加齢医学研究所・所長・川島隆太教授におかれては、「一番重要なポイントは、リモートやマスク着用では、人と人との深いコミュニケーションが不可能であり、共感やラポール形成ができないという科学的エビデンスが蓄積されてきていることです。特に心身の発達期にある子ども達が豊かなコミュニケーションの体験がないまま社会の一員となることを是として良いのか、を皆が考える必要があると考えます」と提言されていらっしゃるようです。

人間同士の対面で且つ素顔でのコミュニケーションが失われてしまっている、ということは異常事態という認識も必要と考えます。

そこで知事に伺います。

- 次世代育成の観点から、マスク着用のベネフィットおよびロス&ダメージをどのように捉えているのかを発信すべきと考えますが、ご所見を伺います。
- また、デジタルコミュニケーションの頻度が高くなることについてのベネフィットおよびロス&ダメージをどのように捉えているのかを発信すべきと考えますが、ご所見を伺います。

オミクロン株については、重篤化しづらいということではありますが、COVID-19は変異するということを大前提に、今後についても、あらゆる想定が必要です。

当初のように肺炎に至るような変異種や、また新たな脅威をおよぼすような別の病原体の発生も、常に考えておかねばなりません。そのためには、これまでの経験とデータの蓄積が活かされます。

そこで知事に伺います。

- 重症化・重篤化に至らしめるような変異種や新たな病原体が発生した場合に備え、今度は場当たりにならないよう、この3年間の経験を基にした対策の最適化、そして合理的・効果的な対策とするための準備は出来ているのか、ご所見を伺います。

福祉系～高齢者・障害者・乳幼児系施設への支援について。

どうしても、これら施設への対応については、後回しにされてきた感が否めません。

高齢者施設や障害者施設そして保育園・幼稚園・学童保育等々は、日頃の感染予防対策とクラスターが発生した場合の対応に、とても大きなストレスを抱えながら職務にあたってくださいしています。しかも、ほぼ独自の対策を強いられながらの対応です。

ただでさえ、スタッフ不足で難儀している状況にある中で、感染の可能性にさらされているのは利用者だけではなくスタッフも同様。スタッフのクラスターについては、施設がすべてのサービスの提供を行えなくなる恐れもあります。利用者については、とりわけ高齢者施設や障害者施設の入所者のうち基礎疾患のある方は、致命的になりかねないとも言われてきました。

そこで知事に伺います。

- これら、人の命を預かる高齢者・障害者・乳幼児系施設への支援体制を強化すべきと考えますが、ご所見を伺います。

空間対策について。

これまでも訴えてきましたが、対策の弱点は空間対策です。エアロゾル感染もあるがゆえ「感染源が不明」という事案が多いことから、その脆弱性はお判りになるかと思えます。

各方面での空間対策が強化されれば、人々はもっと自由になり、行動の選択肢が拡大することは容易に察せられます。そして、それが明るいウィズコロナ社会になるのです。

そこで知事に伺います。

- 屋内における空間対策について、ウィズコロナ社会を積極的に機能させるため、各方面への空間対策は、県行政も積極的に協力して強化に努めるべきであると考えますが、ご所見を伺います。

県民が感染症と病原体そして感染防御の知識を獲得するための感染危機管理教育について。

感染危機管理は「行政の義務」、感染危機の予想・調査は「研究者の義務」、そして感染危機意識を持つことは「個人個人の義務」であると考えます。最終的に行動を判断するのは各個人です。

それゆえに、感染危機管理教育が必要なのです。県民に対し、基本的な接触・飛沫・エアロゾル・経口の感染様式と、病原体の特徴に合わせた効果的感染対策の基礎知識を備えてもらう必要性にかられます。しかし、感染危機管理教育を誰が、どのように行うのか、については何も決まっておりません。

2年前、私から『一般県民も事業者も県民全体が、「感染症と病原体、そして感染防御」について、専門的な一定レベルの知識を知り、学ぶことの出来る環境を整えるべき』と一般質問で訴えたところ、知事は『ウィズコロナ時代において、県は、誰もが感染防止対策をしっかりと学び、考えて、行動していただける環境づくりに努めていく』、との回答でありましたが、県民全体への周知には程遠く、何が行われてきたのか分かりません。

怖がり過ぎたり、怖がらなさ過ぎたりすることは易しいのですが、正しく怖がることは難しいのです。

そこで知事に伺います。

- 県民自らが自らの行動を判断出来るようにするためには、県民全体が「感染症と病原体、そして感染防御」の知識を獲得する必要があり、それゆえに、県の責務として感染危機管理教育を行うべきであり、その体制を整えるべきと考えますが、ご所見を伺います。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 2 年 1 2 月 5 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県議会議員 佐々木 ゆみこ

個人情報の保護に関する法律施行条例案に関連して文書質問を以下、行います。

神奈川県は個人情報保護については、都道府県で初めて条例を制定し市民目線に立ち保護してきた先進自治体です。今回、デジタル化による情報データの利活用を進め成長戦略を図る国は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）を改正し、自治体に対し国の内容に一元化するよう求め、今議会には、個人情報保護条例を新しく制定し、ならびにこれまでの個人情報保護条例を廃止する議案が上程されています。

本人外収集の制限、人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪経歴などの要配慮個人情報の取扱制限、オンライン結合による提供の制限などの規制を自治体ごと設けることについて、国は許容しないとしています。さらに、これら規制にかかる審議を行ってきた審議会に諮問できることの制限もしています。法改正にあたり、衆議院内閣委員会では、「個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。」と附帯決議を付しています。そこで以下、知事に文書質問をします。

- ① 今回、個人情報の保護に関する法施行条例（以下「法施行条例」という。）となることで、個人情報を守る観点から、これまでの条例とどのように変わるのか、明らかにしてください。
- ② 行政機関等匿名加工情報の活用について、活用方法の妥当性を誰が判断するのか伺います。さらに判断の審査過程について、市民への情報の公開はされるのか、明らかにしてください。
- ③ 匿名加工情報が、提供先から第三者等へ漏洩させないよう、その扱いを厳重にすることが必要と考えます。どのように対策されるのか、伺います。
さらに、匿名加工情報がデジタル技術の革新により個人情報と突合できてしまうケースも否定できません。個人の知らないうちに個人情報漏洩にならないような対策についても伺います。
- ④ これまで審議会に諮問されていた内容と、今後の審議会に諮問される内容に差異がないか、伺います。差異がある場合、どのような差異があるのか明らかにしてください。
- ⑤ 今法は3年毎に見直しが行われるとされています。法と法施行条例を運用するなかで、個人情報保護の観点から見直しを県として申し出る際、審議会に諮問し、審議会から改正についての意見表明を可能にするべきと考えます。見解を伺います。
- ⑥ これまで、個人情報は県として守る姿勢を明らかにしてきました。提案されている条例

は法の施行条例であり、県としての姿勢が見えなくなってしまったことは残念です。法改正にともなう審議会の議論でも、神奈川らしさや、市民を守る姿勢について、明らかにする声もあったと聞いています。今施行条例となっても、県として個人情報を保護する姿勢をどのように市民へ伝えていくのか、明らかにしてください。

- ⑦ 個人情報は、生活する市民のものです。法の運用状況報告をすることになると聞いていますが、状況報告では、どのように条例を活用し、情報の公開、非公開も含め明らかにしていくことが、信頼を失わせないものに繋がると考えます。運用状況報告を今後、どのように開示することが望ましいと考えているのか伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和4年12月5日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県議会議員 さとう 知一

2022年12月5日 質問趣意書
(厚木新世代の会 さとう知一)

1. 本県におけるふるさと納税制度の活用について

ふるさと納税制度は、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとやお世話になった地域、応援したい地域の力になりたいという思いを実現するという理念で平成20年度に創設されました。

こうした理念は本県としても十分に理解されていると承知しています。一方で、ふるさと納税は、総務省の指導はあるものの、いまだ一部の自治体による返礼品競争の問題を抱えています。そこで本県は、過剰な返礼品競争とは一線を画しながら、寄附者に対して感謝の意を表し、地域振興にもつながる返礼品を選定するとともに、本県を応援したい、寄附したいと思っただけの魅力ある施策項目の充実と、その積極的な発信に努めていると承知しています。

ふるさと納税は、制度を通じて本県の魅力を全国の方々に知っていただく有効な手段です。そこで、本県においては、実際に神奈川の各地に足を運んでもらい本県の魅力を実感してもらおうツアーを返礼品とするとともに、令和2年11月からは複数の市町村の特産を組み合わせたかながわの名産100選ギフトセットを返礼品に追加しています。

また、本県においては、これまでも、クレディセゾンの永久不滅ポイントを活用した「神奈川県動物保護センター建設基金」や「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金」への寄附の受入れについては、想定を超える寄附が寄せられました。その後も、クレジットカードを用いた海外からの寄附の受入れも行うなど寄附文化の醸成については、他自治体をリードする取り組みを行って参りました。

一方、ふるさと納税の制度を被災地支援等に活用する自治体も増えてきました。

大阪府の泉佐野市はこれまでも、熊本県豪雨被害への代理寄附の受付などを積極的に行ってまいりましたが、今回も、ふるさと納税寄附を活用し、ウクライナを支援することができるウクライナ緊急支援プロジェクトというふるさと納税の取組を始めています。このふるさと納税の制度を活用し、ウクライナ人道支援寄附を行う取り組みは、相模原市や小田原市をはじめとした県内自治体にも広がりを見せています。

また、ふるさと納税を「地域の創意による販売促進」の視点からも、活用する自治体も少なくありません。

そこで、知事に伺います。

ふるさと納税の運用については、他県の状況、あるいは他自治体の状況を見る中で、工夫の余地が十分にあると考えます。ふるさと納税の理念を十分に理解した上で、ふるさと納税の仕組みを活用し、広く寄附を募る施策の必要性を強く感じますが、知事の所見を伺います。